

告 示

埼玉県告示第七百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により
県営土地改良事業下増田地区（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更し
たので、同条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、
及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和五年七月四日から

令和五年八月二日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所（妻沼行政センター）